# このお知らせは医療機関へお渡しください

↑介護保険主治医意見書を作成される 医療機関の皆さまへ



## 提出期限は、お受取後【2週間以内】とさせていただきます

#### 介護保険課からのお願い

介護保険を申請されてから要介護認定の決定まで、原則30日以内とされておりますが、現在、30日より多くの日数がかかっている状況です。 意見書は要介護認定のために必要なものです。申請者からご依頼があった 場合は、申請者の迅速な介護サービスご利用のために、速やかにご提出されますようご協力をお願いいたします。

#### 《意見書依頼方法》

川口市では原則、被保険者本人・家族・ケアマネジャー等が直接医療機関に意見書作成を依頼することとしております。川口市から、作成依頼書の発行は行いません。

#### 《作成後の流れ》

同封の『川口市役所介護保険課行』と書かれた茶色の返信 用封筒に入れてご返送ください。複数名の意見書がある場合、1 枚の返信用封筒に全て同封してご送付ください。 また、水色の封筒は医療機関で処分していただいて構いません。

※原則として、被保険者本人、家族等には意見書をお渡し しないでください。

※茶色の返信用封筒は主治医意見書の返送専用です。

## ★作成料の請求方法★

意見書を受理した翌月の 10日過ぎに、市で作成し た請求書を1ヶ月分まと めて各医療機関へ郵送し ております。請求書が届き ましたら、内容をご確認い ただき、署名の上ご返送く ださい。



問い合わせ先 〒332-8601 川口市青木 2-1-1 川口市役所介護保険課 認定係 048-259-7294 ※川口市の意見書作成料の支払基準については、川口市介護保険課ホームページに掲載しております。

### 返送不要

#### 【介護保険主治医意見書作成時の留意事項】

- ・意見書内「最終診察日の状況」は、作成料の請求の際必要となりますので必ずご記入ください! 最終診察日が、意見書をご記入される日から概ね2ヶ月以内であるかご確認ください。それ以上経過している場合、作成料をお支払いできない場合があります。その際は、ご記入前に問い合わせ先にご一報ください。
- ・医療機関独自の書式(パソコン入力の書式など)にご記入いただく場合は、必ず表面(片面印刷の場合は1枚目)の右上の余白または最終診察日の右に【在宅】・【施設】区分をご記入ください。

#### 【介護保険主治医意見書の記入チェック項目】

ご提出いただいた意見書で、書類の不備が多い箇所を抜粋させていただきましたので 下欄のチェック項目を参考にしていただき、提出される前に今一度ご確認をお願いします。 なお、こちらのチェック項目は提出時の確認用のため、返送不要となります。

| NO. | チェック項目   | 下記に |
|-----|--|-----|
|     |  | レ点  |
| 1   | 申請者欄に名前・生年月日・住所等を記入しているか。                                      |     |
| 2   | 医師氏名欄に主治医意見書を作成した医師氏名を記入しているか。                                 |     |
| 3   | 最終診察日を記入しているか。   |     |
| 4   | (65歳未満のみ)1-(1)「診断名」に、特定疾病名を記載しているか。                            |     |
| 5   | 1-(2)「症状としての安定性」が不安定の場合、具体的な状況を記入しているか。                        |     |
| 6   | 3-(4)「その他の精神・神経症状」は有無の選択をしているか。さらに、有の場合、症状名及び専門医受診の有無を記載しているか。 |     |
| 7   | 4-(1)「移動」歩行補助具・装具の使用(複数選択可)を複数選択している場合、"用いていない"を含んでいないか。       |     |
| 8   | 4-(2)「栄養・食生活」は"食事行為"及び"現在の栄養状態"どちらも記入しているか。                    |     |

上記チェック項目につきましては、各医療機関様に対してのお問い合わせ等を出来る限り減らすことを目的としております。お手数をおかけして申し訳ございませんが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。